●地域住宅交付金

１．支援策の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

２．支援策の内容

（１）交付対象者

地方公共団体（都道府県、市町村）、地域住宅協議会

（２）交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- 公営住宅整備事業等
- 住宅地区改良事業等
- 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- 都心共同住宅供給事業
- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 公的賃貸住宅アスベスト改修事業
- 住宅市街地基盤整備事業（上記事業に関連する公共施設整備）
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 災害公営住宅家賃低廉化事業

②提案事業

地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等。

（例）・民間住宅の耐震改修・建替え
・公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備
・住宅相談・住宅情報提供

（３）交付金の額

交付金算定対象事業費の概ね 45%を助成

３．問合せ先

国土交通省 住宅局住宅総合整備課

phone 03-5253-8111(内線 39-334)　fax 03-5253-1628